

## 卒業の認定に関する方針について

### 本校のディプロマポリシー

1. 「豊かな人間性を養い、有能にして広く社会の要請に応え得る理学療法士を養成する」との本校の教育理念及び教育目標に基づき、3年制専門学校としての特長を生かし、最短の年限で、リハビリテーション医療を担う専門職としての社会に質の高い理学療法士を養成する。

2. 理学療法士として必要不可欠な知識や専門的技術及び技能の修得を図るとともに、コミュニケーション能力や協調性などを培うなか、基本的な理学療法については独立して実施できることを到達目標とし、即戦力となる実践力ある人材を育成するとともに、高度・多様化する保健医療福祉分野を担う探求心と向上心を備えた人材を育成し、広く社会の医療・福祉に寄与できる人材を育成する。

### 卒業の認定について

#### 【学則 第五節 第27条】

- ① 学校長は、所定の科目の単位認定を受けた者について、運営会議の議を経て卒業の認定を行う。
- ② 卒業の認定を受けた者には、文部科学大臣による告示により専門士(医療専門課程)の称号を付与する。
- ③ 学校長は、卒業を認定した者に対し、本校所定の卒業証書を授与する。
- ④ 本校を卒業した者には、「理学療法士国家試験」の受験資格が与えられる。

理学療法士及び作業療法士法並びに理学療法士作業療法士学校養成施設指定規則を遵守し、学則 第四節に定める教育課程（下記参照）における授業科目の単位を取得した者に対し、学則第五節卒業等並びに授業科目に関する規定に従い卒業を認定する。

#### 【理学療法学科】

基礎分野	14単位
専門基礎分野	34単位
専門分野	69単位
合計	117単位

以上